

# 大牟田市教育職員の働き方改革取組指針（大牟田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）【概要版】（令和8年4月改定）

## 1 指針について

### （1）本指針の位置付け

本指針は、大牟田市教育委員会及び市立学校が実施する「教育職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示したものです。

※本指針の対象は、給特法第2条第2項に規定する教育職員とします。常勤の教育職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、助教諭等。以下「教育職員」という。）

### （2）本指針の趣旨・目的

#### 〈働き方改革の目的〉

大牟田市教育職員の働き方改革では、教育職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- ① 教育職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを感じながら働くことができる環境を整備すること
- ② 「教育職員が子どもや自分と向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

## 2 目標

### 〈時間外在校等時間に関する目標〉

- ・ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均を30時間程度とする（令和11年度までに）。

#### 【教育職員個人の時間外在校等時間の上限】

- ・ 教育職員の時間外在校等時間を月45時間以内とする
- ・ 教育職員の時間外在校等時間を年360時間以内とする

※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

### 〈ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標〉

- ・ 1年間における教育職員の年次休暇取得日数を平均で18日以上とする。

## 3 対象期間

本指針の対象期間は、国の指針において令和11年度までの教育職員の時間外在校等時間削減目標を掲げていることを踏まえ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

ただし、年度ごとに実施する取組検証の状況によっては、期間内であっても計画の変更を行うこととします。

#### 4 具体的な取組について

次の4つの観点で、抜本的な取組を実施します。

##### 〈4つの観点〉

- (1) 教育職員の意識改革・健康及び福祉の確保      (2) 業務改善の推進  
 (3) 部活動の負担軽減      (4) 教育職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

##### (1) 教育職員の意識改革・健康及び福祉の確保

取組内容	取組方法
①働きやすい職場環境の整備 (教育委員会・学校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職員に対しストレスチェックを実施します。</li> <li>・教育職員のためのメンタルヘルス相談事業周知を徹底します。</li> <li>・校長は、業務改善推進委員会を機能させ、職場環境の改善を図るとともに、教育職員の心身の健康の保持増進のために、学校の労働安全衛生管理体制等の充実を図ります。</li> </ul>
②健康管理の実施 (教育委員会・学校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>教育職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教育職員の健康管理について取り組みます。</u></li> <li>・<u>年次休暇等使用計画表の作成や10日以上連続休暇の取得促進などにより、年次休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。</u></li> </ul>
③管理職の意識改革 ・研修、人事評価の見直し (教育委員会・学校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレスチェックや衛生委員会の実効性を高めるために、管理職向けの労働安全衛生管理に関する研修等の充実を図ります。</li> <li>・校長の長時間勤務改善の取組を業績評価において適正に評価します。</li> <li>・校長面談等において、長時間勤務改善の取組について聞き取りを行います。</li> </ul>
④勤務時間の適正な把握 (教育委員会・学校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校に出退勤管理システムを導入し、管理職及び各教育職員ともに勤務時間の客観的な管理を行います。</li> <li>・教育委員会は、出退勤管理システム等をもとに、各学校の時間外勤務の実態を客観的に把握します。</li> </ul>
⑤定時退校日の設定 ・原則毎週水曜日実施 (学校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校、原則毎週水曜日を定時退校日とします。</li> <li>・保護者、地域、関係諸団体等への周知を図ります。</li> <li>・月行事・週行事予定表に記載し、当日は職員室の黒板に分かるように表示します。また、朝礼等で呼びかけを行います。</li> </ul>
⑥学校閉庁時刻の設定 ・教育職員は、原則19時退校 (学校)	

<p>⑦学校閉庁日の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業期間中 8月13日から8月16日の平日</li> <li>・冬季休業期間中 12月27日、28日の平日</li> </ul> <p>(教育委員会・学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、地域、関係諸団体等に周知を図ります。</li> <li>・部活動は、原則実施しません。</li> <li>・児童生徒の登校は原則行いません。</li> </ul> <p>(左記⑤⑥の17:00以降の学校施設開放については、これまで同様実施します。)</p>
<p>⑧保護者・地域住民の理解・啓発</p> <p>(教育委員会・学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職員の働き方改革の取組に対し、市教育委員会及び学校のホームページや保護者等向けチラシを活用し、以下の点について周知し理解を求めます。</li> </ul> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職員の働き方改革の取組について</li> <li>・定時退校日について</li> <li>・部活動休養日等について</li> <li>・学校閉庁日等の電話対応について 等</li> </ul>

## (2) 業務改善の推進

取組内容	取組方法
<p>①業務改善の推進</p> <p>(教育委員会・学校)</p> <p><u>【3分類⑰関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程検討委員会を設置し、教育課程について毎年見直しを行います。</li> </ul> <p><u>【2学期制導入(R8からすべての学校)、原則水曜日4校時(中学校5校時)】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に業務改善推進委員会を設置し、学校行事等の見直しを行い、効率化を図ります。</li> <li>・個人、学年、学校等それぞれの立場で会議や学校行事の見直しなど業務改善を推進します。</li> </ul>
<p>②授業準備等の支援</p> <p>(教育委員会・学校)</p> <p><u>【3分類⑮関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校務支援システムの共有フォルダを活用し、教材の共有を市内で推進し、授業準備の効率化を図ります。</li> <li>・授業で使用するプリント、指導案等の共用を図ります。</li> <li>・教材や指導案等の情報提供と教材の共同開発や共有等を推進します。</li> </ul>
<p>③学校のICT環境の充実による業務の効率化</p> <p>(教育委員会・学校)</p> <p><u>【3分類⑦⑧⑮⑯⑰関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの活用による業務の改善と効率化を推進します。</li> </ul> <p>(活用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校支援システムによる成績処理・要録の作成及び入試に関する調査書等の作成</li> <li>・採点ソフトの導入</li> <li>・校務ポータルへの活用</li> <li>・健康管理アプリによる出欠連絡及び健康管理</li> <li>・ICT支援員などの外部支援員の活用</li> <li>・オンラインによる会議や研修</li> <li>・会議資料のペーパーレス化</li> <li>・アンケート等でのオンラインの活用</li> <li>・学校からの便り配布におけるアプリ活用 等</li> </ul>

<p>④調査の見直し (教育委員会) <u>【3分類⑥関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に対する調査を継続的に見直します。 調査の必要性、内容の重複、頻度、提出期限・時期、様式の簡素化、ICT機器の活用の観点から調査の見直しを継続的に実施します。</li> <li>・各種アンケート等は、専用アプリを活用して集約します。 等</li> </ul>
<p>⑤事業の見直し (教育委員会) <u>【3分類⑦関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性、内容の重複、頻度、事業の効率性、実施時期、研究紀要や報告書等の簡素化・合理化の観点から事業の見直しを継続的に実施します。</li> <li>・教育職員の負担軽減、事務の効率化などの観点から、事業の見直しを継続的に実施します。</li> <li>・調査研究について、指定の趣旨や内容の明確化を図るとともに運用面での負担軽減等を進めます。</li> </ul>
<p>⑥文書事務の見直し (教育委員会・学校) <u>【3分類⑥関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書事務を簡素化し、負担軽減を図ります。 公印省略が可能な文書については、公印省略及び電子メール等による施行の推進を図ります。</li> <li>・押印の義務付けを見直し、業務の効率化を図ります。 (学校教育課、指導室文書)</li> </ul>
<p>⑦勤務時間外の電話対応等の負担軽減に向けた取組 (教育委員会) <u>【3分類⑤関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外の電話対応については、18時以降のメッセージ機能設定等を実施します。<u>(朝、8時解除)</u></li> <li>・迷惑電話等の対応として、<u>録音予告アナウンス</u>や相手方との会話を録音するICレコーダーを設置しています。</li> </ul>
<p>⑧学校徴収金の徴収・管理 (教育委員会・学校) <u>【3分類③関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学校徴収金の口座振り込み</u>を活用しています。</li> <li>・<u>給食会において、給食費を一括管理</u>しています。</li> </ul>

※令和7年度に引き続き、大牟田市校務DX推進チームを設置し、デジタル技術を活用した業務改善(校務ポータルの本格運用等)を推進します。

### (3) 部活動の負担軽減

取組内容	取組方法
<p>① 部活動検討委員会の設置 (教育委員会・学校) <u>【3分類⑬関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県の動向を踏まえ、各種大会の運営、休日における部活動指導員の配置、大牟田市部活動の在り方に関する指針等、部活動の地域展開に向けて協議し、実行に移します。</li> </ul>

<p>② 部活動休養日の設定等 (中学校)</p> <p style="text-align: right;"><u>【3分類⑬関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市立中学校の実情に応じて、各学校で部活動休養日を設定します。</li> <li>・学期中は、週当たり2日以上<sup>以上</sup>の休養日を設けます。 (平日1日以上・原則水曜日、週休日1日以上)</li> <li>・長期休業中も、学期中と同じように、週当たり2日以上(平日1日以上、週休日1日以上)の部活動休養日を設けます。</li> <li>・週休日2日とも大会参加等で活動した場合は、休養日を必ず翌週に振り替えます。</li> <li>・定時退校日及び学校閉庁日は、原則として部活動は実施しません。</li> <li>・定期考査前は、原則、定期考査前7日間は、全ての部活動を実施しません。</li> <li>・部活動休養日を学校のホームページに掲載する等、生徒、保護者、地域、関係諸団体等に周知します。</li> <li>・教育職員や生徒の負担過重にならないよう、参加する大会や練習試合等を精選します。</li> <li>・部活動においては、放課後のみとします。</li> <li>・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間以内、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間以内とし、<u>週当たりの活動時間を11時間以内とします</u>。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。</li> <li>・<u>早朝練習については、全種目実施しません。</u></li> <li>・<u>完全下校時刻については、市内中学校・特別支援学校校長会での決定に基づき、市内全中学校で統一した時刻とします。</u></li> </ul>
<p>③ 部活動指導員の配置 (教育委員会)</p> <p style="text-align: right;"><u>【3分類⑬関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より専門的な技術指導を行う体制の整備を図ります。</li> <li>・単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員を配置します。</li> <li>・部活動指導員は、<u>県教育委員会及び所属校が実施する研修会に参加します。</u></li> <li>・中学校での実施は、原則、学校休業日(週休日、休日、長期休業中)の活動に配置します。</li> </ul>

#### (4) 教育職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

取組内容	取組方法
<p>① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、スクールサポーター等の活用 (教育委員会)</p> <p style="text-align: right;"><u>【3分類⑪⑭⑲関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教育委員会では、学校(教育職員)が困難な課題を抱え込むことのないよう、教育職員以外の心理や福祉等の専門家(専門スタッフ)を配置・派遣し、専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、チームとしての学校機能を強化します。</li> </ul>

<p>② 訪問指導員、学習指導員、教員業務支援員、スタディーサポーター、ICT支援員、<u>早朝・夜間警備員、母子寡婦福祉会等の活用</u> (教育委員会) <u>【3分類⑧⑨⑩⑫関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教育委員会では、学校（教育職員）が多忙な業務を軽減し、児童生徒への指導や支援の時間が確保できるよう、教育職員以外のスタッフを配置・派遣し、日常の教育環境を支援します。</li> <li>・<u>学校施設の開錠・施錠及び機械警備や、学校の清掃活動を支援します。</u></li> </ul>
<p>③ <u>大牟田市の顧問弁護士による学校サポート</u> (教育委員会・学校) <u>【3分類⑤関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だけでは解決困難な事案に対処するため、<u>学校から相談を受けた教育委員会が、大牟田市の顧問弁護士へ相談し助言を得る体制を整備しています。</u></li> </ul>
<p>④ 共同学校事務室の機能強化及び事務職員の学校運営参画の取組推進 (教育委員会・学校) <u>【3分類⑥関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同学校事務室を設置し、各学校の教育目標達成に寄与し、子どもたちの豊かな育ちを目指す学校の事務機能の強化推進を図ります。</li> <li>・事務職員の職務を明確化し、事務職員がその専門性を生かし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを推進します。</li> <li>・市立学校事務職員の事務機能を強化し、事務職員が積極的に学校運営に参画することにより、校長や教員の事務関係業務等の軽減を図ります。</li> </ul>
<p>⑤ 小中一貫教育制度に伴う学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入とともに地域学校協働活動推進員の配置と運営の充実 (教育委員会・学校) <u>【3分類①④⑰関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫教育制度の導入に伴い、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するために、学校と保護者・地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入とともに地域学校協働活動推進員を配置し、運営の充実を図ります。</li> </ul>
<p>⑥ 地域等と連携した登下校時等の安全対策の推進 (教育委員会・学校) <u>【3分類①②関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立学校において、教育職員の負担軽減も踏まえ、家庭、地域、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保、安全対策を推進します。</li> <li>・子ども見守り隊等地域との連携の継続を図ります。</li> <li>・安全マップの作成や見直しの推進を図ります。</li> <li>・<u>大牟田警察署と大牟田市教育委員会による情報交換会における情報連携や行動連携、少年センターや少年補導員との校外見回りに関する連携を推進します。</u></li> </ul>